

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、特定公的給付の支給に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務 ③令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ④定額減税調整給付金(不足額給付)に関する事務 ⑤物価高対応子育て応援手当
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項 別表の135の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 ■情報提供 実施しない

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務(令和4年9月30日受付終了) ②令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年2月28日受付終了) ③令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年10月31日受付終了) ④令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(追加給付分)(令和6年4月12日受付終了) ⑤令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(均等割のみ課税世帯分および子ども加算)(令和6年6月7日受付終了) ⑥令和6年度住民税非課税世帯等給付金に関する事務(令和6年10月31日受付終了) ⑦令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ⑧定額減税補足給付金(調整給付)に関する事務(令和6年10月31日終了) ⑨定額減税給付金(不足額給付)に関する事務 ⑩物価高対応子育て応援手当 ①～⑦保健福祉部厚生課地域福祉係 ⑧～⑨行政経営部税務課市民税係 ⑩子ども未来部子育て支援課子ども給付係
②所属長の役職名	厚生課長、税務課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部厚生課地域福祉係 0289-63-2257 行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112 子ども未来部子育て支援課子ども給付係 0289-63-2172
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月24日	新規作成			事後	
令和5年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和5年11月1日	事後	
令和5年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月2日	令和5年11月1日	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」という。)」 第9条第1項、別表第一第101項 第9条第2項、別表第一第101項 「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)」 第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 第1項 別表の135の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 「番号法」 第19条8号、別表第二第121項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)」 第59条の4	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する省令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表160の項	事後	
令和6年11月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規項目	事後	
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	—	新規項目	事後	
令和7年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務 ③令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ④定額減税調整給付金(不足額給付)に関する事務	事後	
令和7年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	行政経営部税務課市民税係	令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務…保健福祉部厚生課 定額減税調整給付金(不足額給付)に関する事務…行政経営部税務課市民税係	事後	
令和7年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112	保健福祉部厚生課ふくしまこと相談室 0289-63-6369 行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	行政経営部税務課市民税係	①令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務(令和4年9月30日受付終了) ②令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年2月28日受付終了) ③令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年10月31日受付終了) ④令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(追加給付分)(令和6年4月12日受付終了) ⑤令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(均等割のみ課税世帯分およびこども加算)(令和6年6月7日受付終了) ⑥令和6年度住民税非課税世帯等給付金に関する事務(令和6年10月31日受付終了) ⑦令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ⑧定額減税補正給付金(調整給付)に関する事務(令和6年10月31日終了) ⑨定額減税給付金(不足額給付)に関する事務 ⑩～⑭保健福祉部厚生課地域福祉係 ⑮～⑰行政経営部税務課市民税係	事後	
令和8年2月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	①令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務(令和4年9月30日受付終了) ②令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年2月28日受付終了) ③令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年10月31日受付終了) ④令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(追加給付分)(令和6年4月12日受付終了) ⑤令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(均等割のみ課税世帯分およびこども加算)(令和6年6月7日受付終了) ⑥令和6年度住民税非課税世帯等給付金に関する事務(令和6年10月31日受付終了) ⑦令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ⑧定額減税補正給付金(調整給付)に関する事務(令和6年10月31日終了) ⑨定額減税給付金(不足額給付)に関する事務 ⑩物価高対応子育て応援手当 ⑪～⑰保健福祉部厚生課地域福祉係 ⑱～⑳行政経営部税務課市民税係 ㉑こども未来部子育て支援課こども給付係	①令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務(令和4年9月30日受付終了) ②令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年2月28日受付終了) ③令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(令和5年10月31日受付終了) ④令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(追加給付分)(令和6年4月12日受付終了) ⑤令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務(均等割のみ課税世帯分およびこども加算)(令和6年6月7日受付終了) ⑥令和6年度住民税非課税世帯等給付金に関する事務(令和6年10月31日受付終了) ⑦令和6年度住民税非課税世帯給付金に関する事務 ⑧定額減税補正給付金(調整給付)に関する事務(令和6年10月31日終了) ⑨定額減税給付金(不足額給付)に関する事務 ⑩物価高対応子育て応援手当 ⑪～⑰保健福祉部厚生課地域福祉係 ⑱～⑳行政経営部税務課市民税係 ㉑こども未来部子育て支援課こども給付係	事後	
令和8年2月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	厚生課長、税務課長	厚生課長、税務課長、子育て支援課長		
令和8年2月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部厚生課地域福祉係 0289-63-2257 行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112	保健福祉部厚生課地域福祉係 0289-63-2257 行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112 こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172		